電力・ガス取引監視等委員会

第21回料金審查専門会合

- 1. 日 時:平成28年12月1日(木)14:00-16:00
- 2. 場 所:経済産業省 本館17階 国際会議室
- 3. 出席者:

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、南委員、山内委員

(オブザーバー)

日本商工会議所産業政策第二部 市川副部長

東京電力エナジーパートナー株式会社 佐藤常務取締役

消費者庁消費者調査課 澤井課長

商務流通保安グループガス安全室 田村室長

資源エネルギー庁ガス市場整備室 藤本室長

(説明者)

東京ガス株式会社 沢田常務

東邦ガス株式会社 伊藤常務

大阪ガス株式会社 瀬戸口副社長

○恒藤NW事業監視課長 では、定刻になりましたので、第21回電力・ガス取引監視等 委員会料金審査専門会合を開催いたします。

本日もご多忙のところ、委員及びオブザーバーの皆様、ご出席いただきましてまことに ありがとうございます。

本日は、河野オブザーバーがご都合によりご欠席でございます。

また、本日、説明者といたしまして、東京ガス・沢田常務執行役員、東邦ガス・伊藤取締役常務執行役員、大阪ガス・瀬戸口代表取締役副社長執行役員にご出席をいただいております。

また、前回に続きまして、ガス安全室長の田村にもオブザーバーとして主席をいただい ております。

では、以降の進行は安念座長にお願いをいたします。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、査定方針案についてご議論をいただきます。また、認可申請に対していただいたご意見につきまして、今回、回答案を事務局でまとめていただいており、参考として配付しております。

それでは、まず、査定方針案について事務局から一通り説明をしていただき、その後、 皆様からご意見を承りたいと存じます。では、よろしくお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 お手元の資料3をごらんください。

これまでの本専門会合におけます議論の結果、それから、各社の対外的に出せない情報に係るものなどについて、個別に委員にお集まりいただき、ご議論をいただいた結果をとりまとめまして、査定方針(案)の案としてまとめてございます。本日はこの案についてご議論をいただき、査定方針案としてとりまとめていただきたいと考えてございます。

では、ポイントについてご説明いたします。

まず、全体の構成でございますが、2ページの目次のとおりでございます。内容でございますけれども、最初に、「はじめに」として4ページに審議の経緯を、5ページには各委員の分担を記載してございます。

次に、7ページに、基本的な審査の方針といたしまして、法令に基づいて審査をしたという旨を記載してございます。

8ページ以降が審査の結果でございます。まず、需要想定でございますが、9ページが 制度の概要、10ページから申請内容を記載してございます。

13ページに検討結果をまとめてございます。この中で特に議論になりました二重導管規制の緩和の影響につきましては、2つ目のポツでございますけれども、東京ガス及び東邦ガスについては、二重導管規制緩和による需要量の減少を見込んでいるが、これについては、各事業者と大口需要家との契約の状況や各事業者の供給区域におけるガス導管事業者の導管整備状況等を踏まえて、より合理的と考えられる推計値に修正すべきである、とまとめてございます。

続きまして、経営効率化でございます。15ページをごらんください。

まず、基本的な方針を記載してございます。

①設備投資等における調達コストの削減についてでございます。

ガスの託送料金については、適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として 算定することとなっている。

電気の託送料金に係る昨年の審査では、北陸電力及び沖縄電力が東日本大震災前の原価水準から11%の経営効率化を申請原価に織り込んだ実績がある。本水準はガス事業者においても実現可能な水準であると考えることから、今般の東京ガス、東邦ガス及び大阪ガスの設備投資等においても、東日本大震災前の原価水準から11.0%の経営効率化を求めることが適当であると考えられる、としてございます。

これを踏まえた各社の査定案を16ページから記載をしてございます。

東京ガスにつきましては、真ん中あたりでございますが、当社の説明では、10.4%の経営効率化を織り込んで申請をしたとしておりました。その各社の経営効率化につきましては、特に過去の取り組みが本当に実施をされていたのか、あるいは、説明と数字が合っているのかという点についてちゃんと検証すべきだという議論が本委員会でございましたので、担当委員の先生と事務局とで精査をいたしましたところ、東京ガスにつきましては、幾つか経営効率化に含めるべきではないと考えるものが含まれてございました。

この16ページの3つ目のポツでございますが、しかしながら、これまでの効率化の取り 組みのうち、経年管対策を行った結果、漏えい件数が減少し、修繕費が抑制された分等を 経営効率化に含めるのは合理的とはいえないため、当該取り組みに係る効果分はこれまで の効率化の効果から除外すべきであるという精査をしてございます。

その結論といたしましては、最後のポツでございますが、以上の結果を踏まえて再計算をした結果、これまでの効率化4.7%は1.1%に下方修正され、申請時に織り込んだ経営効率化は10.4から7.0に修正され、11.0に達していない分(4.0%分)について託送料金原価から減額すべきである、とまとめてございます。

同じような検証を東邦ガス、大阪ガスについても行ってございます。

東邦ガスは、9.1%を織り込んだとしてございましたが、結論は、17ページの一番最後のポツでございます。再計算した結果、これまでの効率化6.7%は6.69%に下方修正され、申請時に織り込んだ9.1%から9.09%に下方修正されるということで、11.0%に達していない分について減額すべきであるというのが東邦ガスでございます。

大阪ガスは、18ページでございますが、8.3%の経営効率化を織り込んだとしておりましたけれども、委員の先生と事務局で検証した結果、これはそのとおりであろうということになりましたので、8.3%から11.0%に足りない部分について減額すべきであるという結論になってございます。

続きまして、20ページからは、比較査定対象ネットワーク費用についてでございます。 これについては、20ページの式のとおり、単価については告示をされた額を用いるという ことになっておりますので、今回、審査の対象になりますのは、事実上、導管総延長の部 分でございます。

これについての検討結果は、24ページに記載をしてございます。

ポイントは、②導管総延長の2つ目のポツでございます。各事業者とも、過去の導管延伸をみると、実績値と計画値に乖離が生じている。したがって、将来の導管総延長の算定に当たっては、導管延伸の計画値をそのまま用いるのではなく、過去の計画値の実現率を踏まえて算定すべきであるとしてございます。

続いて、需給調整費でございます。これについては、調整力コストと振替供給コストが 含まれてございます。

30ページに飛んでいただいて、調整力コストの算定方法は、この真ん中にあります原価 算定期間の必要調整力をどうやって見積もるかがポイントであったわけでございます。

それから、振替供給コストについては、36ページに算定方法がございます。これについても、真ん中のbの振替供給能力の大きさをどうやって見積もるかがポイントでございました。

これらの検討結果は、44ページから記載をしてございます。ポイントだけかいつまんでご説明をいたします。

まず、①の過去の最大時ガス実績の算定方法でございますが、これは各社とも過去の最大時ガスに伸び率を掛けて出しているということで、これが重要な数字になるわけでございますけれども、次の45ページの頭からポイントを記載してございます。

平成29年4月以降は、1日のロードカーブを導管事業者が計画し、それに従ってガスを 注入するという新たな同時同量制度が導入されるため、原価算定期間の最大時ガスは、最 大送出日のロードガーブにおける最大時ガスになる可能性が高い。

こうしたことから、過去の最大時ガス量については、過去の最大送出日の平均ロードカーブにおける最大時ガスを用いることが適当と考えられる。ただし、その方法よりも下回

っている場合にはそれは認めるべきであるというのが結論でございます。これに従って各 社の値を修正するということが下に記載をしてございます。

それから、②に、ガスホルダーについては含めないということを記載してございます。 46ページの④でございますが、伸び率の算定についてでございます。

これについては、47ページの頭にポイントが記載されてございます。

このため、原則として、伸び率は以下のどちらか小さいほうとすることが適当と考えられる。

- ア) 過去の最大日量に対する供給計画に記載した原価算定期間の最大日量の比率。
- イ)過去の年間販売量に対する原価算定期間の年間販売量の比率に、過去の年間販売量 と最大日量の増減率の比率を乗じた比率。

ただし、過去の最大時ガスの増減、年間販売量や最大日量の増減の関係等から、上記以外の方法による伸び率を使用することについて事業者からの説明が合理的であると認められる場合には、その他の方法も認めるべきである。

ということで、まとめますと、供給計画に書いた最大日量の伸びか、あるいは、年間販売量の伸びをベースにしたやり方か、どちらか小さいほうを選ぶようにしてくださいという結論を記載してございます。

以上が調整力コストについての主な結論でございます。

振替供給コストについては、49ページから記載をしてございますが、ポイントについては50ペをごらんください。

これについては、将来の振替供給量の算定のベースとなるスイッチ量をどう出すかという点がポイントでございました。

これについては、2つ目のポツでございますが、想定スイッチ量については、正確な予測は難しいものの、過去の実績を用いた大阪ガスの方法は、他の事業者の方法と比較して客観性が高いと考えられる。また、電力の自由化の状況に鑑みると、スイッチ量はある程度地域差が発生すると考えられる。

このため、想定スイッチ量については、大阪ガスが算定した過去のスイッチ量に地域差を考慮した補正率を乗じて算定することが適当と考えられるということでまとめてございます。

それから、51ページでございますが、東京ガスの算定において幾つか特殊な方法がございまして、これについての結論を記載してございます。

④振替供給能力の確保量、1つ目のポツの2行目からですが、東京ガスは、原価算定期間末(平成31年度末)に発生すると想定される振替供給量に対応する振替供給能力を、平成29年度期首から確保することを前提として算定している。

東京ガスの供給計画上の製造能力とピーク時ガス量の見通しの数値からは、その必要性は低いと考えられることから、認めるべきではない。これについては認めないということにしてございます。

52ページ、⑤アローワンスについても、東京ガスの算定について記載をしてございます。

東京ガスは、振替供給能力の必要量の算定に当たり、10%のアローワンスを考慮しているが、当該部分については小売の供給量として必要な部分であるものの、振替供給能力として制度上必要とされているものでなく、この部分まで確保する必要性は低いということで、減額すべきであるとしております。

続きまして、修繕費でございます。

飛んで、57ページをごらんください。ポイントとなる点として、②原価算定期首帳簿原価でございます。2つ目のポツですが、託送供給関連設備の期首帳簿原価については、託送供給事業の運用にとって真に必要不可欠なものであるかについて、先行投資、不使用設備、過剰な予備的設備等が含まれていないかといった観点を中心に審査を行った結果、以下の項目については、託送料金原価から減額すべきであるということで、以下の項目に該当するものは減額することにしてございます。

58ページ、ポイントの2つ目のガスメーター修繕費については、省令に基づき、確認を 行いまして、ここに書いた項目については減額すべきという結論にしてございます。

続きまして、設備投資関連費用でございます。

63ページに各社の設備投資額の申請内容、65ページと66ページにそのうちの高経年対策 についての概要をまとめてございます。

その後、関連の67~70ページには、ガス安全小委員会等での決定事項のまとめを記載してございます。

検討結果は80ページからでございます。

まず、高経年対策については、前回ご議論をいただきまして、暫定的な結論として出していただいたものを記載してございます。

①ねずみ鋳鉄管につきましては、2つ目のポツでございますが、維持管理導管については、平成23年5月のガス安全高度化計画において対策を強化することが決定されており、

平成24年度から対策を進めることが適当であったと考えられる。したがって、24年度から着手しなかったために、原価算定期間における対策が増加した部分の設備投資を補正し、再算定した額を上回る分について減額すべきである、と記載をさせていただいてございます。

②腐食劣化対策管につきましては、一番最後の行でございますが、各事業者の申請における腐食劣化対策管に係る計画は妥当であることを確認した、と記載してございます。

次の81ページは、それ以外のものでございます。

東京ガスの3つ目のポツでございますが、東京ガスについて、原価算定期間に投資が集中するというものが幾つかございました。これについては、事業者が初めて対象設備の更新を最大規模で実施できるようになったと考えられる年度から事業者が設定する各設備の対策完了年度まで同じ水準で対策を推進した場合と比べて、計画の数量を上回っている部分の設備投資を補正し、再算定した額を上回る分について減額すべきであるということで、ここに記載した3つのものについてはこういった査定としてございます。

続きまして、82ページ、(2) 設備投資(高経年化対策以外)に係る査定でございます。 これについては、(2) の①~⑥の観点で全ての設備投資計画を事務局と担当委員とで精 査をいたしました。この結果を踏まえ、工事計画が妥当であると認められないものや、工 事額が過大とみなされる投資につきましては、設備投資から減額すべきであるとなってご ざいます。

83ページ、(5) 事業報酬 (レートベース及び事業報酬率) でございます。

3つ目のポツに記載してございますが、この結果を踏まえ、以下については、一部または全部をレートベースから減額すべきである。また、減額された資産に係る原価償却費等の営業費用及び事業報酬等についても減額すべきであるということで、(ア)~(キ)についてはレートベースから取り除き、それに基づいて関連する原価償却等からも取り除くことにしてございます。

続きまして、86ページ、算定省令(租税課金、営業外費用、控除項目)でございます。 90ページに結果を記載してございますが、これについては、税率などをより適正なもの にするよう修正すべきという検討結果になってございます。

続いて、バイオガス調達費でございます。

94ページに結論を記載してございます。2行目から、供給高度化法に基づく告示では、供給区域内で発生する余剰バイオガスの80%以上を利用することが目標とされていること

から、80%を上回る部分は減額すべきであるという結論でまとめさせていただいております。

続きまして、95ページ、需要調査・開拓費でございます。

102ページをごらんください。このうち、特に需要開拓費につきましては、何回かこの場でご議論いただきまして、これまでにいただいた結論をまとめてございます。

需要開拓費についてはポイントは2つございまして、1つは、対象地域がどうあるべきかという点でございます。これについては、3つ目のポツでございます。こうしたことから、新規需要のうち、導管延伸を伴うものの割合等から判断して導管整備が相当程度進んでいると考えられる行政区域における需要開拓分については、託送料金原価から減額すべきである、という形でこれまでの議論をまとめさせていただいてございます。

2つ目の論点は、需要開拓の1件当たりの支払い額の上限についてでございます。これについては最後のポツでございますが、各事業者からの委託単価の適正性について十分な説明がなかったこと、既に自由化された部分について小売事業者の需要開拓活動が大きく後退しているという状況が認められないことを踏まえ、現在の自由化範囲である10万㎡以上の需要開拓に係る支払い額は246万円(3事業者のうち最も低い支払い額)を上限とし、これを上回る部分について託送原価から減額すべきである、という形でまとめさせていただいてございます。

ちなみに、これについては、前回の議論の場で、東邦ガスから追加の説明資料を提出したいというご要望がございまして、その後、提出された資料を委員の先生方にみていただきましたが、委員からは、それを考慮しても前回の結論を変更する必要はないとのご意見をいただきましたので、こういった形でまとめさせていただいてございます。

続いて、事業者間精算費・収益でございます。

109ページでございますが、まず、①単価の部分に、事業者間精算費の算定に当たっては、上流の導管事業者が10月末までに提出した最新の単価を参照して反映すべきであるということを記載してございます。

②数量については、申請時に想定しなかったが、その後、判明した分について反映すべき旨などを記載してございます。

続いて、費用の配賦・レートメークでございます。

121ページまで飛んでいただけますでしょうか。これについては、大きな論点が2つございました。

1つは、基本料金と従量料金のバランスでございます。121ページの最初の行からですが、 託送料金の基本料金と従量料金の設定については、各需要量における託送コスト構造が適 正に反映されるよう設定されるべきである。この観点から、過度に従量料金に偏った設定 は不合理であると考えられ、具体的には、ガス使用量「0㎡」の際の小売料金に対する託 送料金の割合が50%未満となることは、特別な事情がない限り認めるべきではないという ことで、東京ガスについては、基本料金単価等の見直しを行うべきである、という形でま とめてございます。

2つ目の論点は、東京ガスのコジェネレーション割引でございました。123ページでございます。最初のところからでございますが、機器を要件としたこのような割引料金については、需要家と直接契約を締結しない託送契約の料金として設定することが合理的ではなく、また、コジェネレーションシステムを用いずに負荷率の改善を行う他の需要家との公平性の観点からも適切ではなく、このような割引料金は認めるべきではない、という記載でまとめてございます。

最後に、その他についてでございます。

125ページ以降でございますが、1点目は、逆流方向の託送供給についてでございます。これについては別途資料を作成してございます。資料4をごらんいただけますでしょうか。本件につきましては、資料4の2ページ目からでございますけれども、第16回の本会合におきまして、佐藤オブザーバーから、広域的な競争を促進するため、ガス逆流方向の託送供給(連結託送供給を含む)にも可能にすべきであるという旨の指摘がございました。これに対して、東京ガス等3社からは、その実現には整理すべき事項がたくさんある旨の指摘があったわけでございます。これについては、座長から事務局で検討を進めるようにというご指示をいただきまして、事務局において関係者との検討を進めてまいりました。

その結果、東京ガス等3社から指摘のあった事項について、ここの文言が少し抜けてございますが、幾つか考えたことを整理し工夫をすることによって、一定の条件を満たした場合には逆流方向の託送供給(連結託送供給を含む)は可能で考えられるという結論が得られてございます。ただ、それについて、特に逆流の連結託送について共通的なルールを設計するには、ガス流量計測の実務等を踏まえまして、大手3社以外の多数の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にも適用できるものかどうかということを精査する必要がございまして、12月中に約款等の具体的な記載ぶりまで固めるのは正直困難な状況でございます。

これを踏まえて、本課題の対応については、次のページ以降のようにさせていただきたいと考えてございます。本件は2つ論点がございまして、1つは、同一区域なのだけれども、受け入れ地点よりも払い出し地点のほうが圧力が高いというケースの託送でございまして、これは逆流というのか逆流ではないのかというのも難しいのですが、何となく逆流の託送ということでございます。これについては、当該区域内の圧力ごとの需給状況などを踏まえまして、対応できる範囲であれば実現可能な場合が多いと考えられるわけでございます。

3ページですが、これについても大手3社からは幾つか懸念点が示されてございまして、注に考え方が書いてございますが、注1でございますけれども、圧力を高めるという負担が特定の小売事業者に偏っているのではないかと。それによって不公平性が生まれるというのではないかという懸念が示されてございますが、これについては、既に高圧で注入している小売事業者に対して直ちに何らかの費用負担が生じる状況ではないと考えてございます。仮に今後の状況変化で何か公平性の観点から問題となるおそれがありそうな状況になった場合には、改めて対応を検討するということで、当面、特に問題はないのではないかと考えてございます。

注2でございますが、また、大手3社からは、こういう制度となれば低圧・中圧導管にだけ注入をする人がふえて、高圧に注入する設備をつくる人が減って、適切な設備形成に負の影響を与えるのではないかという懸念も示されてございましたけれども、これについても、仮にそうなりそうな状況がみられた場合にはまた改めて対応を検討するということで、特に問題はないのではないかと考えるわけでございます。

そういうことで、まず、現時点での対応としては、こういった託送供給依頼があれば、 特段の支障がない限り原則として引き受けるべきであり、託送供給約款においても、こう した託送供給を引き受けないとしている規定は修正すべきであるということにしてはどう かと考えてございます。

それから、4ページ、逆流の連結託送供給についてでございます。先ほどご説明いたしましたが、この逆流の連結託送については、連結点で順方向に実際にガスが流れているわけでございますけれども、それを逆に流すという方向の連結託送はできないだろうかということでございます。これについても、順方向のガスの流量の範囲内であるなどの一定の条件を満たしている場合は、その連結点で逆方向に注入するガスと順方向に流れるガスとが相殺されているとみなすとともに、また、連結点における契約ごとの流量について関係

する事業者間で取り決めを行うといった工夫を行うことにより実現できる可能性が高いと 考えられるわけでございます。

ただ、共通ルールの設計には、先ほど申し上げましたとおり、ガス流量計測の実務等も 踏まえまして、多くの事業者に適用できるものかどうか精査をすることが必要でございま して、12月中にルールの詳細を決定することは困難であるということを踏まえまして、現 時点での対応方針としては、5ページのようにしたいと考えてございます。

①今後、電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、引き続き逆流連結託送の実現に向けた検討を進める。それがまとまり次第、関係事業者に託送供給約款の修正を求めるとともに、必要に応じてガイドライン等の整備を行う。各社はそれに基づいて約款の修正を行い、逆流連結託送が広く可能となる環境を整備する。

②なお、①に記載した約款整備が完了する前であっても、小売事業者から逆流連結託送を行いたい旨の相談等があった場合には、ガス導管事業者及び関連する他の小売事業者等は、できるだけそれが実現できるよう前向きに対応する。なお、ガス事業法の特例認可を受ければ約款によらない託送供給も可能でございますので、約款に書いていないということを理由に引き受けを断ることはできないということは一応記載をしてございます。

その際、電力・ガス取引監視等委員会におきましては、関係事業者が前向きに対応する よう、適切に指導・助言を行う。

こういった対応をさせていただくということでご了承いただければと考えてございます。 この内容を、資料3に戻っていただきまして、125ページに、そのまま案として記載をさ せていただいてございます。

最後に、126ページ、(2)でございますが、中途解約補償料の件でございます。本件につきましては、前回、ガス3社からプレゼンをいただきまして、座長からもう一度ご検討いただくことはできないだろうかというご発言もございましたが、3社に改めてご検討いただきました結果、やはり前回のプレゼンどおりにさせていただきたいということでございましたので、その内容をそのままここに記載をしてございます。

約款については以上でございまして、最後、128ページに、準大手その他の事業者の審査についても一応記載をしてございます。準大手については、事務局等から報告を受けて、論点等について個別に検討を行ったこと、それから、準大手その他に大手3社の議論を反映するに当たって特に考慮が必要と考えられる点について個別に検討したということを記載してございます。

査定方針案については以上でございます。

それから、お手元にパブリックコメントについての資料がございます。 資料 5 でございます。

今回のガス会社からの約款の申請につきましては、資源エネルギー庁及び各地方経済産業局においてパブリックコメントを行ってございます。5人の方から意見の提出がございまして、その内容については、前々回のこの会合で紹介をさせていただいたところでございます。そのいただいた意見について、本会合に関係ある意見についてはどのように対応したかについて見解を示すことになってございまして、この資料の左側がいただいた意見、右側が見解の案となってございます。

最初の3つのご意見はほぼ同じご意見でございまして、厳格に審査を行うことを求めますという意見でございます。これに対しては右側に書いてございますが、専門的かつ客観的な視点から厳正に審査を行っておりますという旨の回答案となってございます。

最後のページは別のご意見でございまして、固定費の家庭向け(小口部門)と産業向け (大口部門)の配分において、家庭向けに不用な負担を課さない配分基準としてください という旨のご意見でございます。

これについては、各社の料金表を精査し、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものとなっていないか否かを厳正に審査しておりますという旨の回答としてございます。 私からの説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員より補足のご説明、あるいは、オブザーバーの方も含めまして皆様からご意見、質問等がございましたら、どうぞお願いをいたします。

では、松村先生、お願いいたします。

○松村委員 本来、最終回なのでシャンシャンで終わるはずだと思うのですが、私はこれから異例な発言をします。これは今回の査定案が異例の決着をしたからです。ご説明します。

通常はこの段階では、内容ではなく形式を議論するのだと思いますが、私は内容について承服しかねています。他の全ての委員が承服したのだからしょうがないとは思っておりますが、しかし私はこの内容に承服しかねます。

今まででも、全ての料金査定で同じように、最終報告案に関してすら、この点について は不満だという箇所は確かにあった。しかし、全ての料金審査のときに私は全く同じこと を言ってきたつもりです。個々の点では納得いかないところはあるとしても、パッケージ として承諾すると。

どういうことなのかというと、最後の最後の最後までもめた点について、託送料金、あるいは小売料金で、それぞれの項目で複数の案のどれをとるのかでもめて、最後まで意見の一致を見なかったときに、全てのもめた項目で料金をより上げる方向のものが最終的に採用されたら、私は最後まで絶対に承服しなかったし、そのように発言してきた。

上げる方向になったものと下げる方向になったものがあって、一つ一つとしては承服できないとしても、全体としてみると、料金原価に盛り込み過ぎたところはあるかもしれないけれども、補填しなさ過ぎたところもあるかもしれなくて、全体として承服する。こういう言い方を今まで全ての審査でしてきました。

直近の例では、電気の託送料金では、最後の最後の最後の最後までもめた点は調整コスト。固定費を6%認めるのか7%認めるのかで最後までもめた。もちろん、7%認めるほうが託送料金を上げる方向で、6%では下げる方向。

それから、調整費の可変費でも最後の最後の最後の最後の最後までもめた。そして、結局どうなったのかというと、可変費のほうは複数の案のうちで最もコストが高くなる、託送料金が高くなる案が採用され、そして固定費のほうは託送料金が低くなる案が採用され、それで決着した。

全体のバランスをとったわけではなく、一つ一つのことを最後の最後まできちんと考えた結果。決してバランスをとったわけではないけれども、結果的にみると、全てのもめた項目で上げる方向になったのでもなく、下げる方向になったのでもなく、したがって、それぞれが不満に思っているけれども、結果的にバランスをとった形になった。例えば、電気事業者から、6%しか認めなかったのはひどいじゃないか、7%当然認めるべきだった、ともし批判されれば、確かにそうかもしれないけれども、でもこっちは甘かった。だから、そこだけ部分的に取り出して批判しないでくれ。そこだけ批判するなら他の甘いところの話も蒸し返すよと。逆に消費者の方が調整力の可変費用のところで「こんなに盛り込むのはひどいじゃないか、高過ぎる。」と仮に批判したら、「それはそうかもしれないが、固定費の部分はこんなに厳しく査定しているのですよ。もっと高くすべしという意見もあったのですよ。」という言い方をして、「一つ一つの項目でみれば確かに不満はあるかもしれないけれども、全体としては、制度の制約の範囲でやれるところを精いっぱいやりました。」という言い方ができていた。

今回だけはそうならなかった。最後の最後までもめた部分は、いずれも託送料金を上げる案が採択された。したがってもはやパッケージとして適正だという形で意見を言うことはできない。私は、どこがもめて、どこが承服しかねているかをきちんと公開の場で言っておかないと、責任を果たしたことにならないと思いますので、異例ですが、時間を取ることも含めて、座長の許可を事前にいただいた上で、申し上げさせていただきます。

まず、最後の最後までもめたところは、高経年化投資とネーミングされていますが、実質は、ねずみ鋳鉄管を代表とする保安投資のところです。複数の案のうち、託送料を上げる案が採択されました。複数の案のうち、1つは今出されている案、もう1つは、認識したのは平成8年より遅いことは絶対ないはずだから、そこからならすという案だったわけです。

それに関していえば、中部電力の査定をしたときに、中部電力は、火災が起きる可能性のある配電網の投資に関してこういう計画を立てているというのだけれども、客観的な事実からみて、もっとはるかに早くから投資できたはずだし、実際に危険を認識していたはずだから、それを後ろ送りにした結果上がってしまうコストを託送料金に乗せないでくれと当委員会は言った。この投資計画自体がいけないといっているわけではないけれども、そういう大切な投資を後ろ送りにしたことによって得をする構造を、託送料金の審査から私たちは取り除いた、と認識しています。

これは、自然体で怠けた査定をしていると、本当に保安に必要な投資を先送りすることが得になるような構造を生みかねなかったのを、料金審査委員会で相当に頑張って、そのような構造をしても得をしないという査定をとうとうちゃんとやった。そして、これが先例になったと私は思い込んでいたわけですが、今回のガスの査定でこれが後退してしまった。

その後退させる理由が、複数の委員から具体的にこの平場で出てきているので、それは もう皆さんもご案内になっていると思います。1つは、それは国の審議会がそういったわ けではないと。おしりのほうはそうかもしれないけれども、平成8年のときから始めるべ きだとはいっていない。私はその議論は根本的におかしいということをずっといってきま した。その考え方は中部電力のときの査定と矛盾する。

中部電力のときには、あれは地元の消防署に、「こんなことを放置しておいたら火事になるじゃないか。ちゃんとしろ。」といわれたのだけれども、もし仮に中部電力がそこで、そういう苦情は来ているのだけれども、馬耳東風で受け流して、「前向きに検討します」とか

といいながら仮に全然投資しなかったとして、それでしびれを切らして消防庁などが出て きて通達を出すとか、あるいは、消防庁が審議会を動かして、「何年までにちゃんとやれ」 ということを仮にいったとすれば、今回の査定のロジックを使えば中部電力は査定できな いことになる。

審議会などを開いてなどともたもたしていれば、当然、時間は相当かかるので、実際に中部電力がとった投資計画よりも後ろになるか、あるいは同じになるかしかできなかったはず。そうすると、相当に早くやったとして、あの中部電力の投資計画に合うような勧告を出し、それは自主的な対応ではなく、国の要請としてやれということなら、査定されなかった。

けれども、そこまで行く前に自主的に始めたのに対して、それでも「遅過ぎるじゃないか」ということだったとすると、では、これから問題が起こったときには、できるだけ先延ばしにして、国から文句をいわれるまで投資しないほうが託送料金を上げられるという構造を我々は今回の査定でつくり出してしまったことになる。それは保安という観点からみて、とてもまずい査定をしてしまった。今回恥ずべき査定をしたと私は思っています。

例えば、直近で、東京電力で送配電網の事故で停電が起きた。あれは今回のような事例 あるいは中部電力のような事例には当たらないと思います。現時点で私が知っている情報 から判断するに、保安という観点からみてこれらのケースに対応するような深刻な問題だったと思ってはいない。しかしもしあれよりもはるかに重大な問題を仮に東京電力が発見したとして、けれども、今から対策を始めると損だから、できるだけ後回しにして、国から文句をいわれるまで投資しないようにしたほうが得だと、そういう構造を私たちはこの審査でつくってしまった。そうすると、東京電力はそんなことは決してしないと思いますが、もし万が一そういうことをして国民にすごく迷惑をかけることがあったとすると、当然、事故を起こした事業者が最初に非難されるべきですが、ここの委員会の委員は、そのときに、「電力会社はけしからん」とか「ガス会社はけしからん」という側ではなく、非難されるべき側。そういうインセンティブをつくり出したということは、委員はきちんと自覚すべき。

ただ、これに関しては、表の場でちゃんと反論があった。反論があったというのは、私のような案のほうがむしろ保安にはマイナスだ。それは、将来起きるかもしれない投資に対してディスインセンティブを与えるかもしれないけれども、私がいったような査定を行ったら、まさに今目の前にある投資にディスインセンティブを与える。

つまり、具体的にいうと、東京ガスが、国が定めた方針を守らないで、今回の査定を口 実にして投資を先延ばしにしてしまうというリスクがあるじゃないかと。そっちのほうが よっぽど保安の観点からみて危なくて、だから、おまえの考えている案はむしろ保安の点 でとてもマイナス。今回の査定案のほうが保安の観点からも正しい、ということをいわれ た。

つまり、それは東京ガスのような都市ガスのリーディングカンパニーが、国が定めた方針、あるいは、それはガス会社の意見も十分聞いた上で決まったはずの方針、そういう方針ですら、査定の影響によってそのような方針も守らなくなるという、そういう企業だということを委員が認識しているということなのだと。そういう危ない企業だということを前提にすれば、確かに今回の査定方針のほうが正しいかもしれない。そういう危ない企業だということは、少なくとも表の場で、安念座長と山内委員はその可能性があることを明確におっしゃったわけで、そのような企業観で、このようなていたらくな案が出てきたというなら、受け入れざるを得ない。

けれども、それで本当にいいのですかと、表の場でも非公開の場でも何度も繰り返し言った。東京ガスのようなリーディングカンパニーがそんな危ないことをする、そんなガス産業という認識が本当に正しいのか。例えば、そんな認識の人が、ガスシフトなどということを安直に言ってもいいのですか。ガスシフトなどという発言が出てきたときには、そういう危ない企業が保安を担っていて、ガスシフトをすると本当はとても危ないのだけれども、でも、二酸化炭素の排出などを削減するという効果はあるのでガスシフトを進めますと、そういう言い方をするならいいのかもしれないけれども、もし今後、そのような企業観をもっている人が安直にガスシフトなどというリップサービスをガス会社にして、そのようないい加減な発言をするのを聞いたら、私は必ず批判することになる。

そんな危ない企業が保安を担っていると自分は考えているのにもかかわらず、ガスシフトというのが望ましいなどというのは、国民に対する裏切り。ガスには保安上の深刻な問題があり、ガスを安直に選択すると、自分だけでなく近隣の人の命も危険にさらすことになることをきちんと言った上で、ガスシフトを言わなければならないと私は思います。

私は、東京ガスはそのような企業ではないと信じている。ガス会社はそのようなことは 決してしない。今回の査定のいかんによらず、投資計画を国が与えた方針から逸脱するよ うな、そんな投資をするはずがないと私は思っているので、私は今までどおりガスシフト という発言をいろいろなところでしていくことになると思います。しかしそのような企業 観をもっている人がガスシフトを主張するなんていうのは、私は国民に対する裏切りだと 思います。

さらに、その二人以外は表の場でそういう企業観とはいわなかったわけですが、しかし、 逆に正当化する理由というのも、国が決めた方針ということ以外にはいっていない。国が 決めた方針という理由だとまずいということは、さっきいったとおりです。

私は、決定後、このような理不尽な査定をなぜ他の委員が認めたのか、今までゆっくり考えて、安念委員と山内委員以外の委員は、私が考えていたよりもずっと深謀遠慮があったのではないかと思うようになってきました。考え方が間違っていたのではなく、平成8年までさかのぼるというのにとても抵抗があった。平成8年以降、値下げ届け出制のもとだったとはいえ、申請が何回も何回も何回も何回も申請が出てきて、それに対して変更命令を出さなかったにもかかわらず、ここであの投資が過小だったとこの委員会で言うことに抵抗を感じたのかなと。

ただ、それは表の場ではそんなことは言えない。変更命令を出すのはよっぽどのことですから、変更命令を出さなかったのが不当だなんて私は少しも思っていない。他の委員も同じだと思う。変更命令出さなければ正当化されるなんて理屈はあり得ない。しかし、これだけの回数、これだけの年限があれば、これだけ値下げ届出制の下で、届け出を何度も認めてきたのに、そこまでさかのぼるのは行き過ぎだと思ったのかもしれない。

もしそうだとすると、今後の査定に関して、ちゃんと考えていただきたいことがある。 今後も同じことを安直に繰り返せば、また同じ失敗を繰り返すことになる。変分改定を安 直に認めて、その結果、託送料金が上がる要素は変分改定で手当てして、ちゃんと審査し ないということを今後もずっとずっと繰り返して、その後、また問題が起こったときに、 また同じ構造の問題が起こってしまう。そういうことはあり得るので、もし本当にそうい う深謀遠慮で委員がこの案に賛成したとすれば、今後、制度設計などで携わる委員が、ガ スだけでなく電気でも、変分改定による値上げを安直に認めれば、今回の恥ずべき査定の 結果の弊害を遙かに拡大することになる。

更に今回はガスに関してはヤードスティックという格好で暫定的な査定しかしなかった。 しかし、エネ庁のもともとの案では、これは暫定だという位置づけではなく、この後、値 上げ申請がなければこのままずっと行くという説明がされている。これは制度設計として やはりおかしいと私は思います。そのようなことで、やはり今までどおり安直に考えて、 これだけジャブジャブのコストが乗っているところですから、もし値下げ届け出制だけで このまま行けば、この後もずっと審査なしということになるでしょう。

そして、また同じ状況が繰り返され、また同じ問題を繰り返すのか、ということを考えれば、今回、このような査定に賛成した委員が、もし今後、電気でもガスでも変分改定を安直に認める、あるいはヤードスティックでいい加減に査定した部分が残っているということを忘れたかのような発言をすることがもし万が一あったら、私はその時にもまた今回の件を蒸し返して批判することになる。そうすると、今回、ていたらくな査定だったということをまた蒸し返すことになると思います。したがって、今回の査定は、今後安直に変分改定も認めない、ヤードスティックの部分をちゃんと査定していないことから近い将来必ず全体を厳格に査定するという覚悟がない限り、私はこの点は承服しかねます。

次に、これより更にまずいと思っている点です。東京ガスの二重導管問題のところでの需要脱落の見積もりです。これに関しては、案が3つ出てきた中で、事業者に一番甘い案が最後に残った。これに関しては、私は平場でちゃんと幾つかの考え方があると指摘し、その中で、この考え方はとてもまずい、この考え方を採用したら、盛った申請をしてくれば盛っただけ得になるという構造を結果的につくってしまう。だから、私は、こういう考え方でやるべきだということを平場で明確に発言した。

高経年化対策の問題に関しては、私が言った意見に対して、それはおかしいと平場でちゃんと複数の委員が反論したのだから、それなりに健全な議論がされたと思う。しかしこの問題に関しては、私の記憶では、私は今回の査定案のような考え方を示した上で「これは問題がある」と明確にいったのだけれども、平場で一体だれがどういう形でこれを批判したのか。議事録をもう一回見直して、きちんと確認していただきたい。

そして、実際にインナー会合の直前まででも、最終の2回前の、これが決着するインナーの会議の前日まででも、私の考え方は賛同するけれども、事実認識の問題として実際に落ちる可能性があるものがあるからとの理屈で、別の案が出ていた。それに対して、私のほうは、それは本当にリアリティがあるのかどうかをもう一回調べてくれといい、実際に事務局に汗をかいていただいて調べていただいたら、やっぱりその案はリアリティがない。つまり、その案件についても4月1日に落ちるなどというのは全くリアリティがないということが明らかになった。

そうすると、論理的に考えれば、考え方は正しいけれども、事実認識が違って複数の案があったということだとすれば、それが事実と反しているということになれば、私がいった案になると思っていたら、その当日になって突然、みんなの意見が変わって――みんな

というのは言い過ぎですが、少なくとも明確に私の考え方を支持していた委員まで突然当日に意見を変えて、私がまずいといった考え方に賛成してしまった。その結果甘い査定となった。

もう一回いいますが、これでは盛った者勝ち。たくさん申請しても、この審査委員会がより合理的なものに差しかえてくれるので、初めから合理的なものを出していたとしても、盛ったものを出していたとしても、損することはない。盛ったものを出したということがあって、この委員会も万能ではないわけだから、当然、幾つかは見逃す。見逃した部分は得になって、見逃されない部分も損にならないという構造を本当につくってもいいのか。

コストとして原価に直接入ってくるものについてこれをやるのはとても難しい。例えば、 気化器が現在10基あって、この3年間で10基増設しなければいけないという申請を出して きて、よくよく精査した結果として、1基しか必要なかったということになったとして、 その1基も認めないと査定するのは実際問題としてとても難しい。だから、それは盛った 申請を出してきたとしても、精査の結果、合理的だと思われる投資は、どの期間に認める かは別として、認めざるを得ないでしょう。でもこれは前提計画の話なので、需要想定の 話なので、需要の調整項目としてこの点を考えるべきだということをいい、それに全く説 得力がなければ、それについて100%却下するというのはなぜいけなかったのか。私はいま だにわかりません。

しかも、今回の査定は著しくバランスを欠き、東京ガスを優遇している。例えば、地方の事業者が、競合相手のオール電化営業がとても強まっている、だから、需要の脱落があると思っている、といって前提計画を出してきたものについては、私たちはほぼ100%全ての事業者に対してノーと言った。具体的な証拠も出ていないのに、特別扱いして何か減るというような調整をしないで、今までのように機械的なやり方、過去のトレンドから機械的に判断するやり方で需要量を算定するという考え方で査定した。

でも、例えば、ある電力会社が中州のあたりで、お祭りのときに、こんなオール電化営業を何月何日にしていました。その1週間前には別の場所でこんなことをしていました。 その1週間前には別の場所でこんなことをしていました。これは原発が動き出して収支に余裕ができたからようやくできるようになったことで、その前にはありませんでした。

そういう事実を、私たちは東京ガスに対してやってあげたのと同じぐらい丁寧に事実関係を調べてあげれば、そういうことはみつかったかもしれない。その結果として、100脱落すると申請してきたのだけれども、10ぐらいは確かにやられる可能性が高いとか、そうい

う査定だってあり得た。しかし私たちは調べもしないで当然ノーといったわけですよね。

ノーといったのが間違っていると私は思っていない。だって、説得力のあるデータを出してきた上で言ったのではないのだから。けれども、なぜ東京ガスに関してだけはこんなに丁寧に膨大な労力を投入して、明らかに盛っていて、明らかにおかしいとわかっているものについても、「それはおかしいけれども、こうだったらおかしくないよね」というのを私たちがある意味で書き直してあげて、それで認めるなんていう、こんな丁寧なことをどうしてしなければいけなかったのか。なぜ東京ガスだけをこんなに厚遇して地方ガス事業者を冷遇しなければならなかったのか。明らかにバランスを欠いていると私は思います。

私たちは万能でないということを考えれば、盛った者勝ちという構造をつくってしまえば、今後、電気の申請でもガスの申請でも、今回の東京ガスのような申請に倣ってどんどん盛った申請を出してくることになったら、本当に託送料は上がってしまう。私たちは全能ではないということをきちんと認識しなければいけない。そういうことをずっと言い続けてきたのにもかかわらず、表の場でまともな反論もないまま却下されてしまった。こんなていたらくな査定をした結果、今後、将来にわたって、ガスだけでなく、電気に関しても託送料金が上がる要因が出てきたとしても、他の委員には、申しわけないけれども、それはあなたたちの責任です。将来の託送料の上昇に対して文句をいう資格はないとすら、私は思います。

最後に、今のような説明をすると、全ての点で委員はガス会社にとてつもなく甘い査定をしたと思われると、それは誤解だということだけは申し上げます。最後までもめた点についてはそうなのですが、他の点については、もめなかった点で、どうしてこんなにもめないのだろうと思うぐらいもめなかった。例えば、需要開拓費などでは、ひょっとしたら、この3桁の上限は低過ぎる、4桁にすべきだとか、そういうことを言い出す委員はいるのではないか、もしそういう人がいたら説得しなければいけないなと思っていた。しかしそういう意見は一切出てこなかった。

他の点についても、かなりこみ入っていて、ちゃんと説明しないと、この申請額は過剰だということはわかってもらえないのではないかと思っていた多くの項目について、これは多過ぎるということで早い段階で委員の意見が一致して、ガス会社に対して厳しい査定となる項目が少なからず出てきた。もし委員がガス会社の利益を考慮していたとするならば、他の項目ははるかにもめたはずだということを考えれば、決してそういう意味で偏った査定ではなかったという点だけは間違いないと思う。しかし私は、この2つの項目に限

って言えば、私はいまだに承服しかねています。恥ずべき査定をしたと今でも思っています。

以上です。

- ○安念座長 ありがとうございました。ほかの方、いかがですか。
- ○辰巳委員 感想でもいいですか。
- ○安念座長 もちろん。
- ○辰巳委員 思ったより時間がかかったなという印象で、事務局の皆様、ありがとうご ざいました。

それで、私も幾つか気になる点があり、そのままのところもあるのですけれども、まず、ガスの託送の場合は、電気と異なって、一定の費目がヤードスティック方式となりましたよね。それで、私は効率化のところを担当したのですが、ヤードスティックの中の費目などに関しては、効率化などの視点からもチェックできる費目があったのではないかなと思うと、心残りがあります。

それで、今回は、電気と異なり、恐らくといっていいと思いますけれども、新たな市場 参入者というものが割合限定的なイメージがあり、今回、審査の対象事業者の場合は、そ ういう新たな市場参入者の顔をみながら原価を積み上げてきているのではなかろうかと思 えるようなイメージもなくはなかったと思います。そういう数値も出してこられたのをみ て、私たちとしては、その出された数値の確からしさをどのように判断したらいいのかを 非常に悩ましく私も思った点がいっぱいあります。

託送料金というのは、私たち低圧の都市ガス利用者の全家庭が負担する料金ですので、 ぜひ安価であってほしいと基本思っております。そういう視点からも、最後まで私自身が 疑問が残ったままのものは、何度かここでやりとりをしていただきました需要開発費や開 拓費の問題です。託送料金ですから、託送供給事業の運営に本当に必要な金額かどうかと いう点でやはり疑問が残ったままで、将来に需要家がふえれば託送料金の下げにもつなが りますというエネ庁さんの説明を私は信じて、申請額をとりあえずは今回納得というか、 仕方がないなと思いました。

ただ、そういう根本的なところで納得できなかった点があるので、やはり申請額を、皆様のお声もあって、大幅に査定できたというのが、私が少し納得した点でもあるのですが、 ただ、この点に関しては、「本当に需要家のメリットに将来なります」といわれたことを確 認したいなという気持ちがあるので、フォローアップをしていただきたいなと思っています。

それから、今回の審査の対象事業者以外にも多くの小売事業者が申請してくるわけですから、そういう意味では、地方の経産局の方々が大変だと思いますけれども、その審査において多くの声なき消費者の顔を忘れないで、ぜひちゃんとみていっていただきたい。一部みせていただいた中では、考えられないようなミスとか数値上の何かがあったりもしたと思っております。それは逆にいうと、審査をきちんとしてくださってみつけてくださったのだろうとは思っておりますが、信頼してそういう審査をお願いしたいなと思っておりますので、ぜひぜひよろしくお願いしたいと思います。

結局、申請された料金が、いつもいわれる能率的な経営のもとにおける適正な原価の積み上げでなっているかどうかという点に関しては、そういう根本原則にのっとって、今、松村先生からかなり怒られたような気もしていますけれども、私としてはできる限りの役割を果たしたつもりではいますが、まだまだ勉強不足のところがいっぱいあったなと思っております。

以上です。

○安念座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役 新規参入者の立場として、一 言だけ申し上げさせていただきます。

今回の査定を受けた約款の認可とか制度設計専門会合でのガイドラインの整備によりまして、小売全面自由化に向けた制度的な準備作業は一通り済んだということになると思いますが、当初、我々は、新規事業者が本当にガス小売に参入できるのか、単価水準や料金レートメーク、スイッチング手続などの方法で、多くの面で不安があったのが現実でございます。

今回、専門委員や事務局の皆様に逆流方法の方向の託送などきめ細かなご審査をいただき、家庭用も含む小売への参入はある程度しやすい環境が整ったと我々は考えております。 今回の成果を受けまして、まずは多くのガスを扱っている我々電力がガス事業への本格参入を果たせるよう、準備を進めてまいります。

一方、今回の託送原価にはまだヤードスティック査定が含まれておりますので、本件は

できるだけ速やかな時期に改めて適切な対応をされますよう、しかるべき場で引き続きご 検討いただくよう希望いたします。また、技術的に詰める作業として、同時同量の日常運 行ルールや逆流託送の実現に向けた検討などがまだまだ残っておりますので、こちらは引 き続き推進していただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。

では、親委員会から、我々の働きぶりの勤怠について勤務評定をしていただきましょう。

○圓尾委員 そういうつもりじゃないんですけれども (笑声)。

まず、課長のほうからご説明がありましたが、需要開拓費のところは、表の場の後に若 干議論したことも踏まえてお話をしておきますと、平場で申し上げたとおり、これが何の ためにあるのかが釈然としませんでした。ただ、単価についての説明を追加的に聞いたと きに、例えば10万㎡のお客さんと比較すれば、100万㎡とか1,000万㎡とかになれば大きな コストがかかりますという説明があって、それは当たり前の話だと思うのです。

我々はそうではない説明を聞きたかったのです。大口のお客さんになればコストがかかるのは当たり前、けれども、我々外部からみていると、だってリターンも大きいのだから 当然ですよね、そういうリスク・リターンの関係なのですよねと思います。

そうではなくて、ただコストがかかるだけではなくて、実は競争も厳しくて、もしくはいろいろな条件があって、利幅も相当薄くて、コストに見合うようなリターンがこのお客さんにはないから、200万円ぐらいで切られてしまったら、大口のお客さんを我々はとりにいけないのですということであれば、そういう収益性が違うという説明でもあれば、単価について何かしら考えなければいけなかったかもしれないと思います。そういう収益性の観点ではなくて、ただ大口になればコストはかかりますという単純な説明だったので、それであれば、当たり前のことを説明されているだけなので、考慮する必要はないというのが、大方の委員の意見だったと思っています。

ということで、事業者さんがどのようにこの費用をとらえているかも含めて、今後、託 送料金の審査をまたやる機会がどんなタイミングであるかわからないですけれども、これ はちゃんと考えなければいけないポイントと思いました。

それから、松村先生からご指摘のあった高経年化対策のところに関して、これは委員それぞれどこにポイントを置いているかは違うかと思います。私なりに一番大きいポイントと思っていたところをお話しすると、東邦ガスさんが平成8年、9年ぐらいにこの重要性

に気づいて前倒しで対処されたことを踏まえて、大阪ガスさんや東京ガスさんが何もアクションを起こしていないとするならば、これはやはり問題ととらえて、どう査定すべきかもう一段突っ込んで議論していたと思います。

ただ、そのときの3社のこの安全対策に対しての投資を確認させていただいたところ、何もしていないわけではなくて、やはり認識をして加速したというのがみえました。0か100かの議論ではなくて、どのくらい加速すべきだったのかということについては、その段階ではなかなか判断はつかないものだったのではなかろうかと思います。

たまたま今の段階で託送料金の審査をやっていますから、今みたら、間に合っている、間に合っていないという明暗が出るわけですが、そのタイミングで東京ガスさん、大阪ガス、東邦ガスさんの経営環境を考えてみたときに、このぐらいの加速をさせているというのは、一定の納得感があるのではないかと、ガス会社さんをずっと分析してきた私の経験から思ったところです。

結果論としては、もっと加速すべきだったのではないかといえるかもしれませんが、そこの変化における事業環境と各社が判断されたという事実を私なりには重く受けとめたところです。

それから、辰巳さんからもお話がありましたし、河野さんの意見書にもありましたが、ヤードスティック査定でこれだけ審査をきちっとやらないところが残ったのはやはり大きな問題だと思っています。200社あるとはいっても、大手3社で70数%のシェアを占めるということを考えれば、この査定の方法は本当によかったのだろうかとやった後でも思っています。今後どうすべきか、一度きちっと考えなければいけないと思いました。

私からはそのくらいです。

○安念座長 ありがとうございました。

では、並びで申しわけありませんが、箕輪委員、何かご発言がありましたら。

○箕輪委員 私も感想がメインになってしまいますが、まずは、寝る間も惜しんで膨大な作業をしてくださった事務局の皆様と、いろいろ議論があった中で我々の質問にも真摯に3社の皆様にお答えいただいて、本当にありがとうございました。また、いろいろな議論がいろいろな方向に行きましたが、安念座長にきれいにまとめていただいたと思って、本当にありがとうございます。

私も、最初のころに申し上げたとおり、電力の査定と違って、ヤードスティックの範囲 がとても広いというところが最後まで違和感があって、そこは本当にこれでいいのかなと いうのは今も思っているところです。途中でその質問をさせていただいて、例えば、設備 投資を削ってもヤードスティックに入っている範囲は減価償却は減らないとか、本当にそ れでいいのかなというのはいまだに思っているところはございます。

それから、担当させていただいた中に前提計画とか高経年化とか、きょうご意見が最後まで出ていたところが特にやらせていただいた範疇だったのですが、設備投資のところの高経年化対策のところは、電力のほうでいえば、これまでの実績との比較ですとか、これがあとどれくらい使えるのかというところをメインで考えていけば割とよかったところが、期限があるとか、途中でいろいろなことが決まってきたというところが本当に難しかったなと思っています。

前回も申し上げましたけれども、保安のところが、実際の投資と今回の原価にどこまで含めるかというところは、完全に一致はしないと思いますが、でも、これだけ保安というところが世の中から着目されている中で、保安に必要な設備投資は本当に実現可能性があるのであれば、そこまではきちんと認めるということは、いろいろご意見はあるものの、一定の考え方として、そういうところにご意見が割と集まってきたのかなと思っています。ただ、最後まで思っているのは、価格面のところは、過去との比較というところもみましたけれども、経営効率化の観点からきちんと厳しくみなければいけなかったなというのは、効率化チームのほうでやっていただいていますけれども、あったところだと思います。きょうのペーパーの16ページあたりにもありましたが、申請時の申告を「ここまで効率化をこれまで進めてきました」とおっしゃっていたのと実際は違ったとか、そういうのもあって、そうすると、本当に適切な申請だったのかなという感覚は最後までありました。なので、数量面では一定の結論ですが、価格面では厳しい査定が必要であるという感想をもっています。

そして、保安というところに関しては、保安といえば何でもよいということではもちろんないと思っていますし、早く終わったほうがいいということはもちろん大前提ですし、逆に、保安ということは、原価にたくさん残れば残るほど、我々も含めた国民の注目は集まっているということで、ぜひ事業者の皆さんには一刻も早く進めていただいて、それは私が申し上げることではございませんけれども、改めてそこの前提に立って一定の結論に自分の中で達したと思っております。

○安念座長 ありがとうございました。では、梶川先生、どうぞ。

○梶川委員 この審議に参加させていただいた立場で、今まで表でお話ししなかったのですけれども、先ほどの松村先生の幾つかのご意見というのは、参加していた立場で当然私にも関係する部分だと思いまして、反論ということではないのですが、私はどのように考えたかという点を委員の一人としてお話しさせていただきたいと思います。

最初の保安投資に関するお話ですけれども、私は、まず大前提は、こういう公益的事業をされている事業者さんというのは、料金でカバーできなければ保安をしないのかとかということではなく、この保安というのは第一義的にお考えになられている事業特性をおもちであろうと、前提に置いて考えている、または信じているということでございます。

そういった中で、実際の経営裁量権の中において行われる保安管理状態ということを実質的に明らかに逸脱されているか、または、形式的な規定等で行われるべきことを行われていないかということがあった場合に、ある特定の前提をもって先ほどの将来の投資計画に対して、本来、健全な経営をしていた場合にかかるであろう費用として査定していくという、そういうことが行われるのではないかと思ったわけです。

もともと、電気のときもそうなのですが、料金査定での原価回収の配分と実際の経営行動とは必ずしも一致はしないですよねという前提はあったと思うのですけれども、その適正な原価配分に関しては、今申し上げた経営行動が明らかに裁量権を逸脱していると疑われる経営行動が前提にあった場合に、将来行動もそれに影響を受けるという発想で考えました。

その観点から考えた場合に、この東京ガスさんの平成8年から本来ならばやるべきであっただろうというお話に関しては、私はそこに確信をもてるほどの判断ができてはいなかったということで、では、24年というのがいいのかということなのですが、これは先ほど申し上げた実質的及びある種の形式的な要件ということの中で、形式的要件に少し抵触するのかなということで、そういった観点で、明らかに経営裁量を逸脱する保安管理状態の行為を今までやっておられたとは私自身が確信をもつものではなかったということで、前提が長くなってしまいましたが、そういう発想からこの査定に同意をしたということでございます。

さらに、当然、そうではなくて、料金の査定どおりにしなければ料金がとれなければ、 保安行動をそのとおりはされないのだという話については、私は逆にそうは思っていなく て、何かの周期が、37年前半・後半というときにも、これはある程度違う意見を一部はも っていましたけれども、それはそういった一連の意見の中で発想したことでございます。 それから、二重導管に関しましては、松村先生がおっしゃられる「盛った者勝ちだよね」というのは、その意味はすごくよくわかります。しかしながら、私どもの世界ではよく税のお話などもあるのですが、盛った者勝ちだということに関して、本来の起こり得る蓋然性の高い話と違う話を盛ってこられたときに、その盛った者勝ちで多少意図的なこと、ないしは明らかに軽率な計上をしてきたときに、発想として、ペナルティ的な査定をするかということは、ルールとしてきちっとした形を定めてからでないと、将来起こり得る可能性の高い数値と考えた場合には、最初に主張してきた数字がどうだということではなくて、今後、先に考えられる蓋然性の高い数値を置くということを私は考えました。

これは税などでいえば、重加算というような、意図的なものについてはそういうペナルティ的な加算項目がはっきりしておりますので、こういうケースでは当然そういう話でしょうねということを感じた次第でございます。ですから、今後、査定においてこういった少し考えればすぐわかるよねという――この程度はすごく難しいのですけれども、こういう盛り方の程度は、盛るというのか、安全をみてというのかという、程度は今後もこういう査定の世界にはあると思うのですが、「盛った」というワーディングをある程度意図的かつ明らかに重過失というか、そういったものと考えるのであれば、この場合には少しペナルティ的な査定を可能にするという審査要領を考えていただきたいなということであって、今の段階では私はそういったものが私の中になかったものですから、そういうことで考えさせていただいて、盛った者勝ちという部分はあったのかもしれないですが、今の査定案に同意したというところでございます。

それから、感想は、皆様がおっしゃられているように、ヤードスティックというのはやはり消化不良を起こし続けて今日まで来たかなという気がいたします。もちろん、査定の時間軸と多くの中小の会社さんがおありになるという事情の中でこういう形になったのだと思うのですが、この点については、今まで電力等をやってきた経験から、未消化な感覚は残りました。

効率化の話などをさせていただいていても、これは電力と違われるのは、組織規模の大きさによって、本当はもう少し突っ込んで何か関与をしたほうがいいなと思うところはすごくございまして、むしろこういう問題は、組織規模が小さいほど効率化が必要になるというケースも往々にしてあるものですから、必ずしも大会社のほうが効率化がしやすいということではないというケースもあって、現実、現場を歩いていますと、ガス業界ということではないのですけれども、いわゆる中小企業に携わっている立ち場では、事と次第に

よっては、特に競争原理にさらされている組織規模の小さい営利企業というのは非常に効率化されていますが、今回のような、ごく珍しいのですけれども、市場競争にさらされていない中小業者さんというのは、皆さん頑張っておられるということは十分にわかるのですが、可能性としては少しよくみていただくということも、今後、経産局のほうでお願いできたらなという気はいたしました。

以上、説明責任と、最後は感想でございました。

○安念座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでございますか。

では、松村先生。

○松村委員 しつこくて申しわけありません。今の話を聞いて、私は心の底から後悔をしている。考えていた以上にひどい査定だったことが明らかになってしまった。梶川委員の発言で、結果的にペナルティになるという話と、ペナルティを公式にかけることが区別できていないことがはっきりした。何か行政処分のようなことをするということを言っているのではない。2つの次元の異なる話を混同しているのではないか。

これは査定の話をしているのであって、適正な原価は何かという話をしているだけ。それによって何か罰を与えるとかということではない。確実にだれがみても逸脱しているという状況でなければできないというのは、行政処分とかを考えるのであればそうかもしれないけれども、どうして料金審査でそんな議論が出てくるのか、私は理解できません。

ペナルティを設けろということをいっているのではない。それは例えば、オール電化営業でこの100棟のマンションの需要が落ちることがほぼ確実なので、需要想定から除きましたという申請を前提計画で仮に出してきたとして、私たちは丁寧に100のマンションについて一件一件調べていったのだけれども、最初の1件、2件、3件、4件とみていって、50件目までみていったけれども、一つたりとも落ちそうなものがなかったという状況がわかったときに、もうその50件で調査はやめて、これは余りにも信憑性がないので、特別な事由で需要が落ちるという調整は考慮しないと判断するのは、審査委員会の裁量の範囲のはず。そういうことをいっているだけ。

けれども、50件でやめてないで、もし丁寧に見れば、100件目は本当に落ちる蓋然性の高いものだったかもしれない。100件を本当に丁寧にみれば、その1の部分の減少は算定されたでしょう。もし仮に申請でその1件だけの効果を織り込んで出してきていたら、それはきっと認められたのだろう。しかし100件出してきたのに対して、50件でやめてしまうとい

うのはいけないのですかと、結果的に誠実に1件だけ出すより厳しい査定になる。そんな査 定をしてはいけないのですか。そういう類いの問題です。

次に、圓尾委員のご説明ですが、私は、東京ガスが加速したとかという理由は論理的におかしいということはインナーの席でちゃんと申し上げたつもりです。もうこれ以上繰り返すことはしませんが、論理的におかしいと私が言った論理がおかしいと反論するならともかく、明らかにそれまでのインナーの場での発言と矛盾する発言を、壊れたテープレコーダーのように繰り返されても全く納得のしようがありません。

それから、箕輪委員の量ではなく単価を査定すべきというご指摘はもっともだと思いますが、この点についてはちゃんと認識していただきたい。単価について実質的に査定していない。一般的な効率化に関しては確かに査定した。一定のパーセントとは今回の査定案で示されているとおりに出した。あらゆるものに適用されますので、投資についても適用されているはずです。

けれども、投資コストは、東京瓦斯は明らかに単価は高かったですよね、みた目は。東京ガスの単価は明らかに高かったというので、今回の1つ前の委員会で、こういう要因で高くなっているのですということを東京ガスから出していただいた。そして、かなりの程度説得力があったので、この後効率化チームでちゃんと再検討して、もっともだという部分については高くてもしょうがないとした上で査定すればいいと委員会の席で申し上げ、だれも反論しなかったと思います。ではその問題は結果的にどうなったのかというと、単価の査定はありませんでした。

この点については、効率化チームは完全に無視した。全体の効率化はやっているのだから追加は必要ないということでした。したがって、単価のことについてのご意見はかなり早い段階から箕輪委員がおっしゃっていたのは私も十分認識していますが、それを今回はしていないということも認識していただきたい。

以上です。

- ○安念座長 では、梶川先生、どうぞ。
- ○梶川委員 反論という意味では全然なくて、ワーディング、「ペナルティ」と使ったと ころについての意図だけ。

私自身は、発生し得る確率の高い数値というものにここでは落ちついているという前提 ではあります。私の判断では。そのペナルティという意味は、その議論は私はそう聞いて いたもので、4月1日現在であり得ないような数値でいってきたこと自身、非常に盛った数 値だとおっしゃられ、そういう行為自身に対してより厳正にという意味なのですが、私は、 ここで査定案に多分盛り込まれるであろう数値については、一定の合理性を感じていると いうことです。

さらにそれを4月1日であり得ない話をしたのだからだめですよということをペナルティと呼んだということなので、そもそもその前提の数値もあり得ないといわれているとすれば、それは将来数値についての解釈が違っているということで、私は、もしかしたらあり得るであろうけれども、それをさらに下げるという意味をペナルティといったということです。ですから、査定の範囲内の、それは行政処分とかというつもりは全然ないです。

〇安念座長 ほかにいかがですか。

私は委員各位の上司ではございませんので、「おれのいうことを聞け」と申し上げる立場には全くないことは、申し上げるまでもございません。

私の役割は司会でございますから、多くの皆様にできるだけさまざまなご意見をご自由にいっていただくということに尽きるわけでございますが、しかし、ある程度議論を進行していった段階で、もちろん全員でご納得をいただければそれにこしたことはないのでございますけれども、なかなか私の力が足りませんものですから、そうもいかない論点がいつも出てまいりまして、そのときは、大変申しわけないことではございますが、これ以上議論しても意見の配置は変わらないであろうと思ったときには、会議でございますので、最後は、公式に手を挙げて採決をしたわけではございませんが、マジョリティのご意見はこうであろうというところでとりまとめざるを得ません。

かつて、東電の査定をいたしましたときに、もう昔話になって正確かどうか余り覚えていないのですが、たしか福一の5・6号機と福二の4号機について、原価償却を認めるべきかどうかというのが大問題になりました。そのときには文字通りほぼ半数ずつに分かれてしまいまして、その場合は司会役が決めざるを得ないので、私は認めてもいいのではないかと思って、結局、会としては認めるという方向でとりまとめさせていただきました。

ところが、これはお恥ずかしいというべきか、そのとりまとめた日であったか、数日後であったかは忘れましたが、2012年の7月、金曜日の夕方から、あのころは恒例で総理官邸や国会の周りで脱原発の非常に大規模なデモが行われておりました。

私はちょうどそのとりまとめの日か数日後かに、たまたまその金曜日の夜のデモに行き 当たりまして、初めてそのデモをみたのですが、こんなにたくさんの人が反原発なのだな と思いまして、率直にいって、おれって間違ったことをとりまとめたんじゃないかなと、 結構深刻に考えたことがございました。だからといって覆すわけにはいかないので、しょうがないのですが。

何を申し上げたいかというと、いつもやはり悔いは残るなと。いつも、スカッとこれで よかったと思ったためしはございませんが、それも私の非力というか、非才のなせるわざ であろうと思います。

というわけでございますので、今まで大いに議論していただきまして、これ以上意見の 配置は私は変わらないと認識しておりますので、本日のところはこの案でまとめさせてい ただいて、以下、細かい点の「てにをは」の修正などがありましたら、それについては私 にご一任をいただきたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、お配りしている資料3について、私のほうで最終的に確認をいたしまして、 当専門会合の査定方針案として公表したいと存じます。

また、電力・ガス取引監視等委員会の八田委員長に対しましては、事務局からご報告をい ただきたいと存じます。

委員各位には、ご多忙のところ、8回に及ぶ専門会合、さらにチームの検討、インナーの会議と、楽かと思っていたら全然違っていて、非常に多大の精力を傾けていただくことになりました。まことにありがとうございます。

それから、オブザーバーの各位におかれましても、ご多用の中をご参画いただきまして、 毎回、議論を豊かにしていただくということに多大の貢献をいただいたことに心から御礼 を申し上げます。

また、事務局の諸君には、何人かの方からメンションがありましたが、電力での査定、審査の経験が生きるといえば生きるのですが、しかし、やってみると、全く同じか全く違っているほうがむしろよかったのではないかなという気もするところはございまして、大体同じで少し違っているというのは結構つらいものだなということを事務局の作業をみていてつくづく思いましたが、しかし、恒藤課長初め事務局の諸君には、不眠不休でよく頑張っていただきまして、特に今回は3社さんだけではなくて、あとに200社近くのガス事業者さんが控えていて、非常に厳格にタイムリミットがあるという中で、非常に過酷な作業をしていただいたことについて、心から御礼を申し上げます。

それから、ガス事業者3社さんにつきましては、これもまた不眠不休で、沢田さんが不眠不休だったかどうかは存じませんけれども、少なくとも部下の方は皆さん不眠不休で頑張っていただいて、平場ではなかなかおっしゃれないこともあったであろうし、腹膨るる

思いもいろいろおありだったと拝察いたしますが、終始、真摯に対応していただいたこと に心から御礼を申し上げます。

議事はこういうことでございますが、託送供給約款認可申請の審査について、当専門会合としてはこれをもって一定の役割を果たしたことになります。各委員は必要に応じ本件についてご相談する場合がありますので、その際はよろしくお願いをいたします。

今回で託送料金の審査は終了いたしますが、今回の託送料金審査を通じたコメントや感想等について、委員の方にはもういろいろご議論いただきましたので、ご参加いただきましたオブザーバーの方及び各社さんから一言ずつ、2~3分程度でご感想をいただければと存じます。

それでは、市川さんからお願いしましょうか。

○市川日本商工会議所産業政策第2部副部長 商工会議所では、現場にこそ生きた課題であるとか知恵があるというポリシーのもとに、現場との対話を大切にしております。今回ありましたような高経年対策としての導管取替工事というものは、災害への備えであるとか重大事故を未然に防ぐといった安全面から、基本的に一日でも早く多くの箇所で同時に施工をして、平成37年までに完了いただきたいというわけですが、都市部、特に都心の密集地であるとか、幹線道路での困難な作業であるとか、実際に現場をみますと、工事に携わる方の高齢化の問題、人材確保の問題など、現場の実情というものをみますと、多くの課題があるなと今考えております。

例えば、ねずみ鋳鉄管のとりかえは、こうした工事の能力といったリソース面から、本 当にあと9年足らずで終わるのだろうか、終わらせられるのだろうかというのが、現場を みた率直な感想でございます。

低コストに切り詰めて、現場やバックヤードに携わる人たちにしわ寄せがいかないよう、 また、これから人材育成にもリソースを割いていただいて、多くの若者が活躍できるよう に、適正なコストをかけられる環境整備をお願いしていっていただきたいなと思っており ます。

また、各ガス会社の皆様には、今後も引き続き現場への十分な配慮と安全対策を疎かにさせない適正な価格での業務発注というのをお願いできたらと思います。

また、今回ありました需要開拓につきましては、繰り返しになりますけれども、新規参入者を含めましてスイッチ営業に邁進するようなことはなく、ガスシステム改革の趣旨を踏まえた導管網の形成拡大という観点から、今後は需要開拓費というものを大切に活用い

ただきたいと思っております。

地域のお金は地域で回すといった好循環を生み出すことが、地方発の成長する経済をつくるためにも重要だと思っております。

以上です。

○安念座長 ありがとうございました。
では、佐藤常務、どうぞ。

○佐藤東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役 我々の新規参入者としての意見は、いろいろ聞いていただけたという気持ちでございます。感謝申し上げます。これで我々は4月の自由化に向けましてしっかり準備をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。では、澤井課長、お願いいたします。

○澤井消費者庁消費者調査課長 消費者庁の課長として、本専門委員会にオブザーバーで参加させていただきました。今回、委員の皆様、そして事務局、事業者の皆様が、この限られた時間の中で非常に労力を割いてご審議をいただいて、意見が非常に透明性が高く、多方面から消費者の視点も踏まえて、さまざまな意見の中で座長が非常に見事に仕切られて、今回、一定の結論を4月の自由化に向けてまとめられたと考えております。

それで、本日、電力については4月の小売の自由化の後、消費者庁のほうで内閣総理大臣の諮問に基づいて、内閣府の消費者諮問委員会でこの託送料金についてご議論いただいて、7月に委員会の報告書があり、その報告書の答申の内容については消費者担当大臣から経産大臣に申し入れさせていただいたところでございます。

この内容については、ガスの託送にも当てはまるところが多いと思います。改めてガス についてもやるのですかというのですが、そういう作業をやるより、ぜひこの意見の内容 をくんでいただいてということがいろいろな点での効率化ではないかと私は思っているの で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

例えば、既に委員の方からも出ていると思いますが、ガスの託送も、別に電力・ガスだけでなく、多くの公共料金が値下げ届け出制というような中にあって、総括原価で、現在の経済環境がインフレ傾向には全くないという中で、果たして適正な料金なのかということが問われていると思っております。

そういう意味で、原価が低減していることが料金に入るような形、ある意味、フォローアップという声もありましたが、そうしたことをぜひご検討いただければと思いますし、また、今回の審査でも明らかになっていると思いますけれども、競争のない中での事業の場合には、個別の原価の適正ということは外から監視が入らなければいけないということで、今、4月から実施されるのですけれども、効率化、努力等について、経済産業省のこうした委員会による検証が強化されることをご期待申し上げます。

また、今回、託送の料金が決まって、これが含まれた料金をそれぞれ消費者が払うことになるのですが、多くの消費者の方がこうしたことについてわからないまま、恐らく「託送」という言葉を知らない人がほとんどで、何をいっているのかわからないということが多いのだと思っております。なので、ぜひそうしたことについての周知を、これは我々も含めて、その努力をしていかなければと思っています。

今回の具体的な内容、例えば、需要開拓費といった政策コスト等が入っているという話は やはりわかりにくいので、消費者に納得がいただける、あるいはそういうことも含めてご 議論をいただければと今後についても思っております。

託送料金というものに消費者の関心が高まれば、それは非常に潜在的に大きな社会からの監視ということになって、この会合での議論はもう十分いい議論がなされていると思うのですが、それが継続してある意味監視が高まることによって、社会に対してもそうですし、中の充実が、この委員会がこのようにずっと長期的にいい議論をしていただきたいというためにも、託送料金についての消費者の理解が深まるよう、周知についてぜひ活動いただければと思っています。

4月のガス自由化に向けて、今回のとりまとめについて感謝申し上げるとともに、消費 者庁もぜひ協力して円滑な実施に協力したいと思っております。

○安念座長 ありがとうございました。

では、田村室長、どうぞ。

○田村商務流通保安Gガス安全室長 ありがとうございます。ガス安全室の田村でございます。

高経年化対策も含めまして、闊達なご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。前回会合では、料金審査と実際の今後の事業者活動を切り離して別物と考えていただきたいというお話もございました。その面では私自身も非常に不勉強なところがあって、申しわけなく感じているところでございますが、保安を担当する私の立場といたしま

しては、今後の各事業者の取り組みというのが全てであろうと考えてございます。

その意味では、本日お集まりのガス事業者、全国のガス事業者も含めてでございますが、 ガスの小売の自由化の後も、高経年化対策に現場活動をしっかり取り組んでいただくよう、 この場をおかりいたしまして切にお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

- ○安念座長 ありがとうございました。では、藤本さん、どうぞ。
- ○藤本資源エネルギー庁ガス市場整備室長 資源エネルギー庁ガス整備室長・藤本でご ざいます。

まずは、安念座長以下、大変熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございま した。心から感謝いたします。

今日もお話がありましたけれども、ヤードスティックですとか、需要開拓費ですとか、 こちらでご議論いただく前の段階で、我々が事務局を担当していたガスシステム改革小委 員会での議論につきまして、さまざまなご批判、ご意見をいただいております。この点は 我々としても真摯に受けとめたいと思っています。

また、佐藤オブザーバーからもお話がありましたけれども、逆流問題を初めまだ宿題が 残っていると思っています。この点は我々としても電力・ガス取引監視等委員会と協力を しまして、引き続きしっかり議論をしていきたいと思っています。

自由化につきましては、ご批判いただいた部分も含め、しっかり検証しながら進めていくことが極めて重要だと思っています。制度面の影響がどうだったのかということは折々検証しながら、変えるべきところは変えて、引き続きよい制度を目指していきたいと思っております。引き続きのご協力をよろしくお願いします。ありがとうございました。

- ○安念座長 きょう、本当に残念なのですが、河野さんがお休みで、そのかわりに紙を いただいておりますので、恒藤さん、ちょっとご披露いただけませんか。
- ○恒藤NW事業監視課長 参考として配付をしてございます。河野オブザーバーからの ご意見を読み上げさせていただきます。

本日の専門会合を都合により欠席するに当たり、この間の審査と査定方針案に対して消費者オブザーバーの視点から以下のとおり意見を申し述べます。

2017年4月からの「ガス小売全面自由化」に向けた一般ガス事業者からの託送供給約款 認可申請審査に係るパブリックコメントにおいて、全国消団連は、電気託送料金審査時と

同様、まず、「託送料金の審査が厳格に行われること」を求めました。今回の都市ガス託送料金の審査においては、前例となる明確なルールがない中で、これまでに得られた知見と委員の先生方の専門的な判断を基に、中立で公正な審査が行われ、可能な限りの情報開示と透明性を持った粘り強い議論の下で査定方針案がまとめられたことを消費者として評価したいと思います。この査定方針案に基づき、全国の中小規模ガス事業者の申請審査においても適正な査定が行われることを望みます。

一方、審査開始から全8回の審議を通じて、電気託送料金審査時には感じなかった一種の消化不良感は拭えません。それは、本審査専門会合の審議過程や内容に由来するものでは全くなく、一つは、今回のガス託送料金審査では、ヤードスティック方式(以下YS方式)という比較査定の適用により託送原価の約2/3は個別の審査対象からはずれてしまったことへの疑問が払しょくできないことと、加えて、審査の過程で審査対象である大手事業者が行った情報提供とその説明において、消費者・需要家よりも事業活動を優先しているのではないかと度々感じられたことにあります。託送約款申請を行うガス事業事業者が100社以上あり、事業規模等もさまざまであることに配慮した結果であることは理解できますが、都市ガス小売全面自由化の帰趣を左右する託送料金が、事業者における最大限の経営効率化を踏まえたものであってほしいと願うばかりです。

本年4月からの「電力小売り全面自由化」の際にも、制度変更に対する国民への周知は 十分ではなく、消費者として託送料金の妥当性について意見を申し述べることは難しい状 況でした。「都市ガス自由化」に関しても国民の多くはその目的や意義、制度の仕組み等に ついて十分理解しているとは言えません。国、事業者が連携して、制度変更の後方を積極 的に行ってください。

また、電気と同様に、新たな制度開始前の審査であり、運用開始後一定期間を経た後に、 今回設定された個別原価が適正であったかどうか、新規参入者も利用しやすい仕組みになっているか等について検証を行い、私たち消費者が、自由化後も適正な価格で都市ガスを 購入できるよう必要な見直しを行っていただくとともに、消費者に託送料金についての情報が確実に届くような条件整備も併せてお願いいたします。

改めまして、安念座長はじめ委員の皆様、事務局の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。

以上でございます。

○安念座長 私も、この場をかりて、河野さんのきょうのご意見、それから、これまで

の多大なご貢献に対して、本当に心から御礼を申し上げます。

といいながら、ここが小じゅうとみたいなもので、真ん中辺にある「託送原価の約2/3」というのは、何費、何費という費目の数でいうと大体3分の2で、金額でいうと3分の1かそこいらということでしたかな。

- ○恒藤NW事業監視課長 3分の1か4割ぐらいです。
- ○安念座長 4割。わかりました。 それでは、各社さんに、まず、瀬戸口副社長からお願いしましょうか。

○大阪ガス株式会社(瀬戸口副社長) 大阪ガスでございます。まずは、審査にご尽力 いただきました安念先生初め各委員の皆様、オブザーバーの皆様、また、事務局の皆様に 厚く御礼を申し上げます。

本日お示しいただきました査定の方針案を受けまして、これを我々とすれば非常に厳正な審査と真摯に受けとめて、速やかに補正作業に取り組んでまいりたいと考えております。 今後は、審査会合を通じて委員の皆様からいただきました大所高所からのご意見や消費者の方々の目線からのご指摘を踏まえまして、一層の経営効率化に取り組んでまいります。

これからも都市ガスをお客様にお選びいただき、さらなる暮らしとビジネスの進化にお 役立ちできるように、ガスの導管事業者としまして、保安水準と供給の安定性の向上を図 りつつ、託送料金のさらなる低廉化に取り組み、また、中立性と透明性を確保しつつ、事 業の発展に取り組んでいく所存でございます。

引き続きご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

- ○安念座長 ありがとうございました。それでは、伊藤常務、お願いいたします。
- ○東邦ガス株式会社(伊藤常務) 東邦ガスの伊藤でございます。

7月末の認可申請以降、安念座長を初め委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして事務 局の皆様には大変なご尽力をいただきまして、まずは深く感謝を申し上げます。

申請の内容に関しまして、本会合でさまざまな観点から貴重なご意見を賜りました。また、この会合を通じまして、ご両社、他社さんの取り組みについても理解を深めることができました。これを今後の事業運営にぜひとも生かしてまいりたいと考えております。

内容につきましてですが、まず、弊社が都市ガスを供給しております愛知、岐阜、三重 エリアでは、ご案内のとおり、自動車関連の産業が集積しているという特徴がございます。 天然ガスのさらなる普及拡大に向けましては、現在、高速道路の建設などにより産業の誘致が進んでおります、岐阜県、三重県といった広域エリアを中心に導管の整備を進めていくことが必要と考えております。今回、そうした基盤整備投資の必要性についてご理解をいただきましたことに、まずは感謝を申し上げます。

また、保安対策につきましても、弊社自身が起こしました事故などを踏まえまして、ねずみ鋳鉄管、腐食劣化管の対策などの高経年化対策を計画的に進めてまいりました。そうした点について評価いただきましたことに感謝を申し上げます。引き続き今後も、高経年化対策に優先順位をつけまして計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、近い将来発生することが懸念されております南海トラフ巨大地震に対します地震 対策につきましても、しっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

効率化につきましては、入札の拡大ですとか新工法の導入、また、ガス導管工事に係ります道路行政からの規制緩和など、これまで地道に積み重ねてまいりました取り組みに加えまして、さらなるチャレンジを織り込んで認可申請をさせていただきましたけれども、さらに深掘りをすべきというご指摘を真摯に受けとめまして、効率化をさらに加速してまいります。

需要開拓費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、産業が集積しております当地区におきましては、大規模な工業用需要の都市ガスへの燃料転換を起点に、導管網の整備を進めてまいりたいと考えております中、大変厳しい査定と受けとめておりますけれども、本日いただきましたご指摘を真摯に踏まえまして、今後も引き続き考えてまいりたいと思っております。

今回、査定方針案、また、この会合を通じましていただきましたご意見を真摯に受けとめまして、導管事業者としまして最大の使命でございます安定供給と保安の確保に全力で取り組みますとともに、引き続き、経営効率化によりますコスト低減を通じました託送料金の低廉化に努めてまいりたいと思っております。

今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○安念座長 ありがとうございました。

それでは、沢田常務、お願いいたします。

○東京ガス株式会社(沢田常務) 東京ガスの沢田でございます。

私からも、まずは審査にご尽力をいただきました安念座長を初め各委員、オブザーバーの皆様、また、事務局の皆様に御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうござい

ました。

私どもといたしましては、本日お示しをいただきました査定方針案や、本日も含め本会合を通じていただきました数々の厳しいご指摘を真摯に受けとめ、来年4月の小売全面自由化、さらには、その先の法的分離をにらみ、申請導管事業者としてその役割と責任を果たすよう、努力をしてまいりたいと考えております。

前回の審査会合でも申し上げましたけれども、安定供給と保安の確保という変わらない 普遍的な使命をきちんと果たした上で、より一層の中立性、公平性、透明性を確保すると ともに、託送料金の低廉化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

そして、改めてになりますが、申請導管事業者として、コストマインド、改革マインド、加えて、小売事業者様、さらに、ガスをお使いいただくお客様のことを絶えず念頭に置くマーケットマインドの3つのマインドを大切に、今後の全面自由化と天然ガスの利用拡大が高度に両立するように、使命感と誇りをもって、信頼をいただけるような事業運営を担ってまいる所存でございます。

引き続き、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

秋池先生、何かありませんか。

南先生はいかがですか。

○南委員 皆さん本当にお疲れさまでしたというのは、皆さんがおっしゃるとおりです。 松村先生が問題視されています高経年化と二重導管の問題を担当したのは、山内先生と 私と箕輪先生のチームでございますが、松村先生がおっしゃるような点はあるのですけれ ども、高経年化については、実は松村先生の深謀遠慮説に若干近いのですが、平成8年は ちょっときついだろうと。他方で、24年でも明文化されていたわけではないので、一体ど こを視点にとるのかという観点から20年をとったということかなと思っています。

二重導管については、インナー会議を1度欠席しまして、突然行っていろいろいったので混乱させたのは私のせいかもしれないなと思っていますが、出した結論は、実は私の本当の考え方とも違う査定案なのですけれども、結論としては、丁寧にやり過ぎたかもしれないという点はありますが、私個人としてはしょうがないと納得をしているところでございます。

そういう問題もいろいろあって、いろいろ勉強しながらやってきたこの託送料金の審査 でございますけれども、東京ガスさんを始めとしてガス事業者さんは、盛っているとかい ろいろいわれている点は、盛っていないのかもしれないのですが、そのようにみえた申請をされたということでいろいろご批判があったことについては、肝に銘じてこれからきっちり対応してほしいなと思う次第です。

以上です。

○安念座長 ありがとうございました。
では、山内先生。

○山内委員 今、南さんが秘密をばらしてしまったので(笑声)。この件についてはもう 既に申し上げたので繰り返しませんけれども、1つ個人的に思っていることがあります。 先ほどから、ヤードスティックのことについて違和感という声があって、これが始まる前 にシステム改革小委員会として決めたという経緯があるので、その点について私自身、ま たいろいろと勉強していかなければいけないなと思っている次第であります。

今回も、何もかも全て事務局の方、安念先生初め委員の皆さんのご協力の上に今回の査 定ができたわけで、それについて感謝をして、最後のご挨拶とさせていただきたいと思い ます。ありがとうございます。

- ○安念座長 ありがとうございました。
- ○恒藤NW事業監視課長 私から事務的なことを。まず、いただいた査定方針案については、速やかに八田委員長にご報告をして、しかるべきタイミングで親委員会に諮りたいと思っております。

それから、きょうご指摘のあった中で、逆流の仕組みなど引き続きやってほしいという 点については、引き続きしっかりやっていきたいと考えてございます。

それから、3社以外の部分について、地方経産局において、消費者の顔も思い浮かべながらやっていただきたいというご意見をいただきまして、もうぎりぎりのタイミングではございますが、改めて地方経産局にもしっかりやるようにお伝えをしたいと思います。

それから、フォローアップをやっていくべきではないかというご意見もいただきました ので、これについては委員会に持ち帰りまして、検討したいと思います。

私からは以上でございます。

○安念座長 ありがとうごした。

それでは、松尾事務局長から最後にお言葉を賜りたいと存じます。

○松尾事務局長 きょうは12月の1日ということで、ちょうど4ヵ月後が4月1日でございますので、まさに自由化が始まるということでございまして、適正な託送料金、託送

のルール、これはガスの自由化を進める上での基盤となるものだと思っております。判断 の難しい問題も数あります中で、短い期間の間に大変精力的にご審査をいただきまして、 心より御礼申し上げます。

今回とりまとめられました査定方針案は、今、恒藤課長からも申し上げましたように、 委員会のほうに報告いたしまして、委員会から経産大臣のほうにお伝えをし、その後、役 所側での手続が進むということでございます。

また、フォローアップについてもいろいろなご意見をいただきまして、私どもとしてもしっかり考えていきたいと思っております。

最後に、安念座長、委員の皆様、オブザーバーの皆様には、最後の最後まで真摯なご議論をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。また、ガスの各社の皆様におかれましても、丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。

○安念座長 ありがとうございました。

私の手元にあるト書きには、「安念座長から一言ご挨拶 (所要3分)」と書いてあるのですが、先ほど、4年間温めてきてどこかでいいたいなと思っていた思い出話をもういってしまいましたので、お話しする中身は何もなくなりました。

皆さんには本当に長期間にわたり真摯に精力的にご議論をいただきました。全ての皆様 に御礼を申し上げます。

これでこの議論は終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——